

令和8年第1回玉東町議会定例会会議録

令和8年3月9日玉東町議会第1回定例会を議場に招集された。

1. 令和8年3月9日午前10時00分招集

2. 令和8年3月10日午前9時58分開議

3. 令和8年3月10日午後2時28分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 玉東町議会議場

6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行		
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

10. 議事日程

日程第1 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第14号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第15号 玉東町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議案第16号 玉東町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第17号 玉東町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第18号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第19号 玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第20号 令和7年度玉東町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第9 議案第21号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第22号 令和7年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第23号 令和7年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

8番 清田高広

9番 吉住貞夫

開議 午前9時58分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第13号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第1、議案第13号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

それでは提案させていただきます。その前に、ちょっと私、前歯の差し歯がちょっと外れましたので、マスクを付けたまま提案させていただきます。なるべく聞き取りやすいようにゆっくりと提案いたしますので、よろしく願いいたします。

議案第13号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町特別職報酬等審議会の答申及び令和7年人事院勧告を考慮し、特別職の給料月額の設定を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。

次のページをお願いいたします。次のページは改正文になっております。

まず、玉東町特別職報酬と審議会の経緯について御説明いたします。

令和7年10月16日に町長から、特別職の報酬等の見直しについて諮問を受け、同年11月10日に玉東町特別職報酬等審議会条例第3条の規定により、町内の公共的団体等の代表者から5名を任命し、審議会を開催いたしました。同年12月15日に答申を受け、今回、町長、副町長及び教育長の給料について改正をするものです。

次に、審議内容についてです。町長の給与については、平成17年に83万2,000円を66万6,000円引き下げ、平成28年に73万3,000円に増額されたものの、9年間据え置かれ、玉名管内でも一番低く、平均で4万3,000円下回っている状況です。

審議会では、これまでの町政の実績も高く評価され、財政も安定していること、物価高騰や一般職の給与も毎年引き上げられ、増額は妥当と判断されたことから、管内の町との均衡も考慮し、玉東町を除く管内3町の平均とすることとなりました。

また、副町長及び教育長につきましても、同じく管内3町の平均額となっております。なお、副町長につきましては、現在置かないこととなっておりますが、将来置いたときのために併せて改正するものでございます。

また、議会議員の議員報酬につきましては、令和6年3月議会で否決された経緯があるため、議会の意向を確認し、決定することとなり、議会への照会を令和7年11月10日行い、その結果、回答を令和7年12月12日にいただき、その中で、議員報酬については、今期中は改定せず、今後議会全員協議会で活性化も含めて検討するとの回答であったため、今回、議員報酬の改正については上程しないことを申し添えます。

3枚目をお開きください。新旧対照表になります。左側が現行、右側が改正後案となっております。別表第1のほうをご覧ください。訂正後案のほうを見ていただければと思います。

町長は5万7,000円増額し、79万円、副町長は3万3,000円増額し、57万8,000円、教育長は2万2,000円増額し、53万円となります。

2枚目の改正文にお戻りください。

下のほうの一番下の行でございます。附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するといたします。

以上提案します。御審議よろしく願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、この議案13号に対して質疑をいたしますが、町長等の給与及び旅費に関する条例は、これは特別職に値するもので、審議委員会の5名で答申を受けたという説明でしたが、現在、町長は7期目、それで今、過去の退職金も合わせて数億円の退職金が入っているわけで、それでまた株式等の財産も保有されている。これに町長の考えはちょっと分からないですけど、町長がこれだけ7期町に貢献したという意味で、今後町民からの声で、町長の銅像でも建てるならどうかという声が今後出てきそうなものです。町長が報酬を自ら上げずに、このまま町民からの声を反映すれば、前田町長の銅像もできるんじゃないかと私は思います。

それで、この町長報酬に関しては、私は質疑で町長の意向も聞きたいと思います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長の銅像ということがございましたが、これにつきましてはですね、まだまだ現役でございまして、今後、町長が勇退されたあとにですね、町民の皆様の声等ございまして、それを踏まえましてですね、みんなで協議していきたいと思っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 銅像はですね、前田町長が現役、生きとられるときに造られたがいいと思います。亡くなってからは意味がないからですね。

○議長（松尾純久君） ちょっとお待ちください狩野議員、町長等の給与を上げるか否かの質疑でございますので、銅像の問題はちょっと違いますので。

（課長が、銅像の件を答弁したから。）

じゃあ一言答弁させます。総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

亡くなってからじゃなくて御勇退されたあとと私は申し上げましたので、狩野議員の御指摘のとおり、それも含めてですね、皆さんと協議をしていけたらと考えております。以上です。

（はい、分かりました。）

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） おはようございます。今のアップ額ですね、5万7,000円、月ですかね。月5万7,000円、年間ですね、期末手当等も含めて幾らぐらいアップになって幾らになるのか、お願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本の御質問にお答えいたします。

町長の給与のアップ額でございます。令和7年度と令和8年度以降のですね、給与を比較した場合ですね、期末手当を含めまして差額でですね、91万3,425円のアップでございます。

また、教育長につきましては、35万2,550円のアップです。ちなみに副町長の場合ですと52万8,825円のアップとなります。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 年間91万円と非常に高額ですね。私ですね、この提案理由は分かりませんが、目的ですね、目的、上げる目的、ここがちょっと明確じゃないなというふうに思います。その理由としてですね、今議会においてですね、令和8年第1回定期議会の説明理由、理由書ですね、3ページを持っておられるなら開いてください。この中にですね、「当町の財政は、人件費、扶助費、公債費、少子高齢化に伴う社会保障政策関係費の増大、負担金の繰越金の増加により、財政の弾力性を示す手法である経常収支比率が90%を超えており、財政硬直化が進んでいる状況です」と書いてある。そして、当初予算については、地方交付税をはじめ、いわゆる依存財源を

厳しく見積もっているために、基金を取り崩して財源不足を補うという状況が続いておりますというふうに記載しております。

この文章とですね、今回の条例の提案はですね、少し矛盾をするんじゃないかなというふうには私は思います。やはりですね、町長は、先ほど狩野議員も言われましたように、町長はですね、本当に立派な事業もなされておりますので、やはり、そして70過ぎですね、町長も子どもさんたちも立派に育っておられます。これが40代、50代の大学生の子どもあたりをですね、3人も4人も育てよるなら分かりますが、やはりこの提案の中にも書いてあります通り、町の財源ですね、これについてはですね、厳しいものがあると思います。

経常収支比率が90%超えておりてここに書いてますね、大体何パーセントぐらいが正常というふうに思われますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

数字的なものはちょっとお答えするのは資料がないので分かりませんが、うちの経常収支比率が90%ということで、一般論としてはですね、まだ財政の弾力性というか、余裕はあるのではないかなというふうに見ております。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 課長としては立派な答弁と思いますが、だったらですね、こういう提案理由の中にですね、こういう文言はですね、私は書いてほしくなかったですね。やはり提案理由にこういう理由を書いてあるならば、特に人件費とかの増大、そして今、イラク戦争等があります。これからですね、燃料費もじゃんじゃん上がっていきます。非常にですね、町の支出も増えてくると思います。この中でのですね、91万円、町民の方はですね、本当に燃料高騰、いろんな問題でですね、今年の豪雨災害から苦労されていると思いますので、町長、この件についてはですね、提案されたものの、やはり今の状況をみるならば、もう少し待ったほうがいいんじゃないかなというような判断をですね、今だったらできると思います。

それについていかがですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のこともあるかと思いますが、ただ審議会の中では、町長の給与、一番最初は80どしこあったんですね、それがですね、1回下がって少しは上がったんですけども、実質20年間は据え置かれているような状況です。

これまでもですね、ただ民間と比べればですね、こういうことはないということで、審議会の中でもやはり上げることは妥当だという結論になっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 民間と言われましたがですね、民間で50代ぐらいでですね、平均賃金がちょっと調べたですが700万ぐらいですね。町長もですね、先ほど90万上がると言われましたが、総支給額は幾らになるんですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

町長の給与の総支給額、令和7年度でございますと、1,174万6,325円でございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 1,100万円ですね、それにプラスの今度90万円ということで、1,200万ぐらいになりますですね。大体ですね、日本人の平均賃金400万ぐらいだそうです。とするとですね、やっぱり3倍強になります。先ほども言いましたようにですね、やはり子供を育てとる時期ならですね、相当な金額が要ると思いますが、そのことまで含めてですね、是非御検討よろしく願いします。

○議長（松尾純久君） 坂本和也くんの質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 反対討論を申し述べます。

まず五つ、一つ、1月28日の臨時議会で、期末手当の条例改正で支給率を上げたばかり。2番、町長のは月額5,700円×12か月で68万4,000円、期末手当も含めれば91万ということですが、2人合わせれば100万を超えた増額となります。

次に、財政が安定していると言われても、先日80歳以上過ぎての女性の方が来られて、「80歳以上で仕事を頑張られるですね」と私言いました。ところがその女性の方は、もう手をすりすり「生活がかかってます」と言われました。その言葉のとおり、町民の生活困窮者はまだまだ多いと判断します。

次に、人事院勧告と言われますが、あるいは委員会の答申でという説明がありましたが、昨年起きた事件の分限委員会の答申と同じように差し戻してください。

最後に、前田町長がかつて町長給与のカットを謳い文句で立候補された。近隣自治体より低い額で今までやってこられました。せっかくだから、あと3年今のまま頑張って、成し遂げられた誇りや名誉を尊重していただきたいと思います。

以上の理由で反対します。

○議長（松尾純久君） 次に、賛成者の討論を求めます。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 議案第13号に、賛成の立場で討論いたします。

まず、2年前、本案に反対しました。その理由は、当時の社会状況や町民の受け止めを考えた結果であり、今でもその判断が誤っていたとは思っておりません。しかし、この2年間の町の状況、町長の町政運営の実績と、災害対応における責任ある行動を総合的に評価し、今回は賛成すべきだと判断いたしました。

昨年8月、本町を襲った豪雨災害では、住宅、農地、事業所、公共施設などに深刻な被害が生じました。そのような中、町長は、町民の暮らしと町の復興を最優先に考え、自ら何度も上京し、国会議員や関係省庁、大臣の方々と粘り強く交渉を重ねられました。長時間の待機や急な予定変更にも対応しながら、本町の被害状況と支援の必要性を丁寧に説明され、強く要望を続けられました。その姿勢は、町のトップとしての強い責任感と覚悟を感じるものでした。その結果、局地激甚災害の指定を受け、復旧復興に向けた大きな支援を得ることができました。被災した体育館や中央公民館などの再建についても、町の負担を最小限に抑えられる成果につながっています。

また、本議案には教育長の報酬改定も含まれています。4月1日からは新しい教育長が就任されます。これからの日本、そして本町において、教育の果たす役割は益々重要になります。子どもたちの学びの環境を守り、未来を担う人材を育てていく責任は非常に重いものです。その重責を担う新教育長に対し、期待と責任を明確に示す意味においても、今回の報酬改定には一定の意義があると考えます。

今回の報酬改定は単なる給与の引上げではなく、町の未来を守るために動いた結果に対する評価と、これからの町政への期待を示すものであると私は受け止めています。議員として、状況の変化や成果を踏まえて判断を見直すことは、決してぶれることではなく、町民のために最善を尽くす責任ある姿勢だと考えます。私は、特定の立場で賛否を決めているわけではなく、町にとって何が最善かという視点から判断した結果として、今回の議案に賛成いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論を求めます。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 反対討論を行います。

その前に少し、昨日最後の一般質問者の答弁で町長はですね、職員の業務認識で、町は単独でいっているが、メリット・デメリットがあると言われましたが、私も同感です。私も仕事をですね、2市旧8町の仕事でずっと異動でまわって、南関町だけが仕事をしていませんが、あとずっとまわってきました。

その中で、荒尾署とか玉名署とか、本署で勤務して、大勢の職員の中で勤務をしたときに、精神的なストレスとかそういうことが少なく、お互いに向上心で仕事をしてきたと思います。そういうことで今までを振り返ればですね、しかしですね、反対の理由としてですね、この人口減少が進む中でですね、単独で町を運営していくうえで、町の財政的には町民サービスを落とさないために、行政職員は別としてですね、我々特別職、町長、議員もですね、給料をですね、人口が多い市町から比べてやはり運営に経費がかかります。そういうことで、当然抑えていくべきだと思います。

またですね、ゆめ・ステーション・このはと新庁舎1階の商用テナントを入れる、それでですね、家賃収入で建築費を補う計画で、未だに募集中である。こういう皆さん方もみんな知ってる、町民の人も知ってる、こういう中でですね、大体ですね、施設が出来上がると同時に営業できないと、長くなれば長くなるほど業者が入ってくるとは難しくなります。そういう見通しをしたうえで、今後の町の財政運営に影響し、町長の見通しが甘く、明らかな前田町長の失政であります、

今の現状は、大きな事業に対して。

通常給料アップはですね、議会の全協でも話をしましたけれども、給料アップについてはですね、町長、教育長と議員、改正するときはですね、大体セットで提案するとか普通だろうと思いますが、今回は自分だけということで、本業についてはですね、2回否決して、5対4で否決されており、今回はですね、町長は、狩野議員が先ほど言われましたように、町長は蓄えは相当ありますと私も予測しますが、これはですね、給料よりも町長は否決されたプライドで今回は提案されたと私は思っております。

再度上程されたということは、前回の反対者が賛成にまわって、それでの提案だろうと思しますので、また他にもですね、賛成討論があるかと思いますが、視線を町長に向けるか町民に向けるかということで、重い採決に対して討論をいただきたいと思っております。

反対討論を終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに賛成者の発言を求めます。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 賛成で討論いたします。

今、いろんなことを大城戸議員も言われました。一点失点があったから全てそれが責任だと。でも、この町長の在籍この7期の間、前政権から見たらどれほど町が発展してきたか。よその自治体から見ると全然違うような町の発展が成し遂げられてきました。それは町長の手腕であり、努力であったと思っております。

先ほど前田議員も言われたとおり、そういったこと、その姿は、町民のために渾身から動いてこられたその結果だというふうに私は思います。今までずいぶんと他の郡部自治体より給料をずっと抑えられてこられました。その長年の形の最後に、そういった給料を上げていくということについては、私は賛成という気持ちでいっぱいです。

そういったことで、賛成ということで私の討論を終わります。

○議長（松尾純久君） ほかに反対の討論はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 私は、議案第13号に対して、反対討論を述べます。

9年間報酬アップなし、これは、県または全国町村会で模範となり、前田町長が、ボランティア精神で現在の報酬額で良いと思ひ、私は反対討論といたします。

○議長（松尾純久君） 次に、賛成者の討論を求めます。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） おはようございます。議席番号2番、功刀です。

議案第13号に対して、賛成の立場で討論いたします。

私たちの町は、地域社会の発展において重要な歩みが続けており、その中心には町長や関係者の尽力があります。そのため町長たちの働き方に対する評価は重要な要素であり、我々はその適正な保障を提供する責任があります。

まず、この改正が必要な理由は、一つは、町長等の仕事の負担が年々増加していることです。

地域の課題は複雑化しており、迅速かつ的確な判断を求められる状況が続いております。このような中、適正な報酬を与えることは、優秀な人材を町に留め、地域にさらなる発展を促すための必要不可欠です。

次に、町の透明性と公正性を担保するためにも、給与や旅費を見直しを行うことは重要です。私たちは常に住民の信頼を得るために努力していますが、適正な制度に基づいた報酬は、我々のこの姿勢を強固にするものだと思います。住民の皆様にとっても、公共の職に従事する者が、適正に評価されるべきであることは当然のことです。

最後に、この改正により、町全体の士気を向上させる効果も期待できます。町長が自ら役割に誇りを持ち、よりよい町を創るためには、全力を尽くす環境を整えることが我々の使命です。この条例の改正は、その礎になるでしょう。

以上の理由から、私は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に賛成いたします。皆様の御理解と御賛同をお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 次に、反対者の討論を求めます。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今議案に対して反対の討論をいたします。

今回の条例は、令和6年3月議会、5月の臨時議会において否決された条例であります。提案で月額5万7,000円の増額は、国民年金月額支給額と同じくらいで、まして91万3,000円の増額は町民の理解は得られないというふうに思います。

そして町民は、今年の8月の豪雨災害で被災され苦労されております。さらに、町は昨年九電の大口電気料金の廃止や、役場庁舎1階を含め、電気代などで1,000万円ぐらいの経費の増加があります。

そして、官製談合疑惑では、職員の懲戒処分をめぐり、弁護士費用を160万円と、そして今年になり、アメリカ、イスラエルによるイランへの攻撃で、原油価格が倍ぐらいの値段に上がっております。

ふれあいの丘の燃料費、公用車、巡回バス等の燃料費もですね、これから嵩むようなことが予想されます。こういう中でのですね、増額については反対します。

以上、終わります。

○議長（松尾純久君） 次に、賛成の討論を求めます。ありませんか。

9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 賛成討論をいたします。前田町長は今、7期目です。最初に当選された25年前になりますかね、その時の町の財政は、黒字というよりも赤字が半分ぐらい黒字を上回っておりました。借金が上回っておりました。それで私も町議会選出の監査委員として、今、5期目を監査委員やらせていただいておりますけども、現在の財政状況からしますと、貯金と借金ほとんど一緒ぐらい財政も改善してきております。

それから、特別職にしろ町の委員の報酬にしろ、上げるか下げるかが美徳というような形で反対される方たちは言われますけども、日本の国を考えたときに、以前はそういう形で耐え忍ぶの

が美德というような形で、日本は必死に耐えてきたわけですが、現在の日本というのは、外国の先進国からどんどん追いつかれてしまっていて、1人当たりの所得あたりも先進国の中では本当に下位になってしまっております。やっぱりちゃんと周りを見渡したときに、日本がそれだけ貧しい国なのかということ、それから玉東町にとっても、平成の合併をしないで単独でした結果、今の町の状況になっております。その単独でいくという判断も町長、それから町民、そのときに賛成した議員、そういう方たちのおかげで現在の玉東町が成り立っております。

そういうことから考えればですね、これまでの業績、それから今度また前田町長のあとに続くまた新しい町長のためにもですね、周りのこの荒玉地区だけでも肩をそろえていかないかということ、最低の考え方だと思います。それと、今回そういう肩を並べないかということ、私は報酬のアップに賛成いたします。

○議長（松尾純久君） ほかに討論ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 皆さん方全員、私を含めて全員が討論するということになりますけれども、まず、賛成という立場で討論させていただきます。

町長等の給与及び費用に関する条例の一部ということですが、町長また副町長、そして教育長含めて、この玉東町の特別職報酬等審議委員会の皆様方が、いろんな角度から判断されて答申をされたのではないかなというふうなこともありますし、また、これまでですね、賛成討論、反対討論の中に、いろんな今までの町政にわたることに関して、正直言いまして非常に成功したところ、それとなかなかうまくいってないところ、一つ一つの政策を取れば確かにそうかもしれせん。ただ、この報酬等これを話すときに、その一つ一つが良いから悪いからとかいうので決めるもではないというふうに思います。

現在の財政状況、当町の財政状況におきましては、あくまでも玉名管内の私の知り得る範囲のことではありますけども、この財政状況というのもいろんな角度から見る角度がありますので、良い面、悪い面あるかもしれませんが、玉名管内の町村からすれば、どちらかと言えば非常に良い方の部類に入るといふに私は感じております。そういうのをですね、総合的に判断した場合、特別職審議会の答申、また人事院勧告の答申、また現在の玉東町の財政状況の鑑みて、そしてもう一つは、いろんな政策でのいろんな評価を、そういうのもひっくるめた中で、今回のこの13号議案については、賛成という立場を取らせていただこうかと思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 以上で討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

討論となりましたので、この採決は起立によって行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立多数です。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時54分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第14号 玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、議案第14号「玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは提案いたします。

議案第14号、玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由です。玉東町職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、議会議員の費用弁償について改正を行う必要があるためでございます。

次のページをお開きください。

ここは改正文となります。中身につきましては、今回の改正につきましては、職員等の旅費に関する条例の全部改正に伴い、議会議員の費用弁償についても改正を行う必要があったため、令和7年12月3日の全員協議会で説明し、議員皆様からの意向を反映した改正内容となっております。

次のページをお開きください。

詳細は新旧対照表で説明いたします。左側が現行、右側が改正後案となっております。第2条は、別表第2の規定を第4条で規定したため、別表が一つになったため番号を削除したものでございます。

第4条は、職員等の旅費改正に準じて規定しておりますが、第1項については、議員の皆様の意向により、日当を従来のまま残しているものとなっております。

2枚目の改正文にお戻りください。

一番下の行でございます。附則です。この条例は、令和8年4月1日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑あ

りませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、確認です。今回の改正は、議員報酬の増額ではなく、町外公務に伴う費用弁償の取り扱いの見直しという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 1番、前田議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、報酬ではなく、議員の皆様が旅費ですね、出張されるときの旅費、それと日当についての改正だけでございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

理解いたしました。以上です。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今回の改定ですね、先ほどの町長の時も聞きましたが、大体年間幾らぐらいの支出を予想されているのか伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

旅費につきましてはですね、若干宿泊料とか交通費上がっておりますので、その分に準じたような形となっております。今回ポイントは従来の日当が廃止されたということでございます。ただ、全体的には旅費の支出については変わらないものところらのほうでは思っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、その確認でした。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 反対討論をいたします。

まず一つの大きな理由は、先ほど町長に関する条例改正で反対した立場であるので、議員に対する条例改正も反対するという基本で考えれば、まず、待遇が優遇される部分もありますよね、出張するときに、そうすると優遇された部分が当然料金が上がってくるという解釈になります。そうすると自ずと増額という表現はおかしいんですけどね。

はい、2番目の反対の理由。今のままだもいい、改正しても費用弁償の増額はわずかだからどちらでもいい。そんな迷いの中で、最終的な私の判断はこの書物にあります。私が持っている議員が必ず携えなければならない議員必携の133ページにこうあります。昔の格言に迷った私、今の

部分でね、迷ったときには、己が損するほうを選べと書いてありますので、格言を尊重して、そしてまた先ほど述べました。町民の中には生活困窮者があります。たくさんおられます。わずかでもやはりいけないのかなと、苛まれる気持ちからこの条例改正に反対します。

○議長（松尾純久君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

討論となりましたので、この採決は起立によって行います。

議案第14号について、原案のとおり賛成する方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（松尾純久君） 起立多数です。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第15号 玉東町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第3、議案第15号「玉東町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは、議案第15号について御提案いたします。

玉東町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由です。この条例案は、将来の公共施設更新などの財政需要の増大や、近年、激甚化する自然災害への備えに対して、町の財政基盤をより強固にするために御提案するのです。

改正内容について御説明します。

3枚目の新旧対照表を用いて説明したいと思います。

左のほうが現行で右側が改正後案です。改正する部分は、第2条の基金の積み立ての条文となります。左側の原稿条例では、最低剰余金の2分の1の額を積み立てると規定してございましたけれども、これを改めまして、改正後案では、第1項として、財政状況に応じて予算で定める額を積み立てられることとします。

また、第2項では、剰余金の全部または一部を基金に編入する規定を整備することとしております。これによりまして、余剰が多くでた年度には、積極的に基金へ積み立てることが可能となり、将来への備えを厚くすることができます。なお、地方財政法に基づく最低積み立て要件は引き続き遵守してまいります。

資料の2枚目に戻ってください。改め文ですけれども、附則です。この条例は、公布の日から施

行することとします。

以上、将来にわたります健全な財政運営を持続させるための改正であります。慎重審議のうえ、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、素朴な疑問なんですけども、その現行の2分の1のルールは何が支障となっているのか教えてください。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1番、前田議員の御質問にお答えします。

現行についてはですね、剰余金がでたときには2分の1を積み立てるということで、2分の1固定というところだったんですけども、これからは、財政的に余裕があるときには、予算書に定めて積み立てることもできるし、2分の1にこだわらず、全額積立金に積み立てることもできるということで、2分の1縛りを解除するというような理解でお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

これ条例ですよね、地方財政法では2分の1を下回らないならオクケーというルールだったと思うんですけど、ということは、別に今までどおり幾らでもいいという解釈じゃないということですね。2分の1固定ということですね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 1番、前田議員の御質問にお答えします。

うちの条例上はですね、2分の1というような規定ではあったんですけども、ただ運用上はですね、2分の1以上したときもあっております。でもですね、これに加えて予算で積立額を幾らしますよと定めて積み立てることもできるということで、積み立てる方法が選択肢が増えたというような御理解でお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） すみません、もう1点、そしたらですね、その予算とその剰余金のうちのという話で、2分の1のルールがなくなるということは、結局自由度が高くなるということじゃないですか。なので、その見方を変えると、2分の1を下回る可能性もあるということですよ。なので、その最低ラインをどれぐらいを見ていらっしゃるのかな、その予算と剰余金のうちの基金と、どれぐらいを見てこの条例をされるのかなという。最低ラインです。今までが大体4億余って2億基金とかという話だったでしょう。予算で決めて、結局全部やっちゃったら次、繰り越せないじゃないですか。となったら元々が減るでしょう。そのラインが今までよりも増やすためのという話ですよ、それをどれぐらい見ていらっしゃるのかという。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 前田議員の御質問にお答えします。

そのラインについてはですね、その年度年度の財政状況とか、次にどういった事業を展開するとか、そういった兼ね合いがあるかと思うんですね。当然、基本的には先ほどを提案で申し上げたように、今後ですね、学校の統合で学校を新築するであるとか、あと水道の布設替えとかのインフラを整備するであるとか、そういった大型事業が控えておりますので、そういったことを勘案しながらですね、その年度年度で必要に応じて必要額をですね、積み立てていくような運用していきたいと考えております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。

令和6年度の決算でですね、基金の総額32億ぐらいありますけど、そのうち財調4億ぐらいですよね。この玉東の歳出規模からすると、財調がちょっと少ないのかなという、そこを懸念されてという話だと思うんですけど、これを機にですね、基金の統合とかもいろいろ考えてくれたほうがいいのではないかと。あるけど使えないみたいな状況になっているのかなとも思いますので、そのへんもよろしくお願いします。以上です。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 剰余金というのは、残額と解釈していいのかどうか。それと剰余金が残額とすればですね、それが繰越金のままで2分の1が基金にというけど、それがゼロの場合も特別会計ではあったと思うんですけど、そのへんの説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

9月の議会ですね、いつも前年度の決算認定をしていただくかと思っております。その中で実施収支に関する調書でありますけども、単純に歳入総額から歳出総額を差し引いた、いわゆる実質収支額、これが剰余金というように位置づけとなります。

当然この実質収支、剰余金ですね、ないときには、赤字決算になったときは当然繰り越すというか、積み立てることは不可能ということになります。

当然その剰余金があるときにはですね、積み立てることもできるし、繰り越すこともできますけども、当然その経常収支が赤字のときにはですね、当然積み立てることも繰り越すこともできない。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 歳入マイナス歳出イコール剰余金になるわけでしょう。前にマイナス、プラスは別にして。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 単純に言えばですね、歳入総額から歳出総額を引いた数字が剰余金というような位置づけになります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ今まで条例に2分の1は基金にとっても、基金にもっていかずに、わずかだからこのまま繰り越しにした勘定もありますよね、特別会計で。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

そこについてはですね、地方財政法に規定されておまして、剰余金が出たときにはですね、必ず2分の1以上は積み立てなさいというような上位法がありますので、それに基づいて運用しておりました。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 今、思いつくのはですね、木葉財産区で90何万かぐらいの剰余金があって、基金にもっていかずにそのまま次年度に繰り返してるという例があると思うんですけど、そのへんはどうなんでしょうか。

（これあくまで一般会計の話で。）

だけんその剰余金を全部持っていくというのではなかろうて言いよる。

○議長（松尾純久君） 会計管理者、大城戸雅昭君。

○会計管理者（大城戸雅昭君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

今回の話にあってはですね、一般会計にかかわるものとして御理解をいただきたく思っておりますが、林議員御指摘のとおりですね、特別会計にあっては、基金に積み立てずに全額繰り越すという手段を取っております。基金に積み立てるという状況が発生しましたら、年度内に予算上で基金に積み立てるという形で処理をしておりますので、そういう考え方で御理解をお願いします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 逆に言えば、剰余金は繰り越さずに、全部基金に取りあえずは入れられるということですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

現行はですね、2分の1がルールだったんですけども、改正後はですね、今おっしゃるように、極端に言えば、剰余金が出たら全額積み立てることもできると、可能になるというような改正です。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） もう一つ聞きます。決算の時に現金という勘定というのはあるんですか。現金が残ってるという。

○議長（松尾純久君） 会計管理者、大城戸雅昭君。

○会計管理者（大城戸雅昭君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

決算上ですね、現金と有価証券という括りで欄を分けておまして、今のところで言いますと、現金は普通預金の現金ですね。普通預金を現金、それと定期預金を現金として扱っております。

その合計を現金ということで示しております。

有価証券につきましては、国債の運用に係る部分のお金でして、それで現金と有価証券を分けて、合計額でお示しをさせていただいております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 何でそういうことを聞いたかという、ある団体の私、監査をしたときに、我々から事業家から見ればですね、現金、普通預金とずっとあって、当然現金がなければいけないというのがあります。何で現金はないんですかと私が聞いたんです。そうすると、その事務局の女性はこう答えました。会計年度の最後の日に普通預金に入れてしまうから、現金はありませんと言う。それで、すごいなとは思ったんですね。だからそういう観点でちょっとお尋ねしたので、ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） ほかに質疑ありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは3枚目の1/1ページをお願いします。

改正後の案ですけど、第2条の2、この項目の中で、余剰金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで、基金に編入することができるというように書いてありますが、この繰越金を全額もしくは一部、一部ということはどういった場合が考えられますか。伺います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 狩野議員の御質問にお答えします。

剰余金がでて、それ以外だったらもう一部というような理解でお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 一般会計で剰余金のでた場合、全部または一部を翌年度に越さずに、全部基金に編入するということが、繰り越しはもう今回から残さないわけですね。繰越金自体は。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 私もちよっとこんがらがってきたんですけど。

（それができるんでしょう。）

はい。

（できる改正でしょう。）

はい。もう繰り越しがでたときにはですね、基金に対して、全部基金に積み立てることもできるし、残ったうちの一部を積み立てることもできるということで、今までは2分の1の固定だったんですけども、全額もいいですし、全然繰り越さずに全部基金に返上することもできるということで、繰越額の幅が広がったというような御理解でお願いしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 会社の会計からいくと、この国の施行でこういった項目になったと思うんですけど、この剰余金の一部、これはその年度で変わってきますよね、金額が。繰越金をもう全額基金のほうに編入するということですね。これで理解していいですね。

○議長（松尾純久君） これは国じゃなくて町の条例、条例の改正ですから勘違いしないように。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 4番、狩野議員の御質問にお答えします。

そのときの財政状況にもよります。もう必ずですね、繰り越しについてもですね、そのときの財政状況とか、その後の事業展開をどういった計画しているのかによって、その状況によってですね、都度都度、年度年度判断していきたいと思います。もう全額、剰余金出たときには全額基金に積み立てることもあり得るし、半分を基金、半分は繰り越すというようなこともあるかと思えます。そのときの状況状況、財政状況、そして町の政策の状況とか、そういったもの総合的に勘案して、年度年度で判断していきたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ここには繰り越さないと書いてあるでしょう。繰り越さないで基金に編入する。だから繰越金は残さないわけでしょう。そういうことでしょう。2分の1を繰り越して残すわけじゃなくして、全額基金に繰り入れるわけでしょう。

○議長（松尾純久君） いいですか、私の理解だと、繰り越さないでも基金に入れることができますよという改正なんですよ。今まではそれできなかった。

（いや、ここの文言からしてですよ、繰り越さないと書いてあるから。）

違うじゃないの。違う違うじゃないの。

（ないて書いてありますよ。繰り越さないともう断言してあるから。）

違う違う違う。

（断言で書いてあるでしょうちゃんと。だから繰り越しはできないから全部基金に編入するということでしょう。）

できるたい、逆にできる。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時29分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑の途中でしたが、4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 先ほど休憩時間に西浦課長と討論やりまして、国の文言がこういった形式になっというということで、日本語は大変捉え方がいくつもありまして、国の方針の文言という説明だったので、私も理解いたしました。以上です。

○議長（松尾純久君） 狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第16号 玉東町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第4、議案第16号「玉東町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） よろしく申し上げます。それでは議案第16号について御提案します。

玉東町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由になります。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第6条の規定による予防接種法の改正に伴い、玉東町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

条例の要旨について御説明します。

この条例につきましては、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律第6条の規定による予防接種法の改正により、予防接種事務のデジタル化の措置として、オンライン対象者確認の導入や、予防接種データベースの整備が行われます。

当該一部改正法第6条の規定による改正後の予防接種法は、令和8年6月の施行が予定されています。法律の施行により、デジタル化後の予防接種事務においては、個人番号を利用することとなるため、予防接種法に基づかない任意接種を実施しており、自治体による助成を行っている場合は、番号利用条例において、個人番号の独自利用事務として定める必要があるものです。

今回の改正条例に、おたふく風ワクチン予防接種、新型コロナウイルスワクチン予防接種、帯状疱疹ワクチン予防接種をマイナンバー利用事務として追加しています。

それでは、内容については新旧対照表で説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。1 ページ、別表第1の4項から6項につきましては、引用する要綱の番号について改正を行います。

2 ページ、7項から9項につきましては、新たに個人番号を利用する事務としての追加を行います。この追加に伴い、別表第2につきましても6 ページ、7 ページに同様の追加を行います。

2 枚目の改正文にお戻りください。裏面です。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第17号 玉東町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第5、議案第17号「玉東町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） それでは、続きまして議案第17号を提案します。

議案第17号、玉東町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

玉東町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由になります。保護者の滞納で医療費が償還払いになり、子どもの医療機関受診に影響を与えることのないよう改める必要があるため、この条例を制定しようとするものである。

それでは条例の要旨について御説明します。

この条例につきましては、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成と子育て支援を図るため、高校3年生までの子どもの医療費助成について定めたものになります。今回の改正につきましては、改正前の条例では、世帯に町税や町の使用料等に滞納がある場合は、病院の窓口で医療費を負担し、後日町へ申請を行うことで助成金を支給する償還払いによるものとしていますが、窓口での一部負担を求めることで、子どもの受診控えとなることが考えられます。このことによる子どもへの影響なくし、さらに、有明管内他市町が既に償還払いを行わないこととなっているため、その内容に併せた改正を行うものとなります。

それでは、内容については新旧対照表で御説明しますので、新旧対照表をご覧ください。

左が現行、右が改正後案です。1 ページ、第2条におきましては文言の修正を行っております。第3条におきましては、引用法令の改廃に伴う文言の修正、削除を行っております。

2 ページになります。

第5条におきましては、文言の修正と、第3項及び第4項を削ることで、町税等の滞納状況にかかわらず、窓口での一部負担が必要のない現物給付を受けることが可能となります。

2枚目の改正文にお戻りください。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今回の条例、非常に子育て世代については良い条例というふうに思いますが、現行ですね、こういう事象、滞納があって窓口で払われている方が去年は何件ぐらいあったのか、分かれば。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 現在はですね、対象者としましては6世帯10名となっております。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 他市町村と同レベルになるということで、非常に良い条例というふうに思います。今後もですね、福祉のまち玉東、子育てにやさしいまちづくりに頑張ってください。以上です。

○議長（松尾純久君） 坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） ちょっと文言にこだわる必要もないのかとは一瞬思ったんですけども、この最後のページ、5条の2、町長は、前項の規定に基づき、この条例に定める子ども医療費の受給資格を認定したときは、要するに現物支給、じゃなくて窓口で払わなくていいというふうな

ことになるということになるんですけど、この受給資格が、逆に解釈すれば、受給資格がないと認定された場合は今までどおりということになるのかと思いますけど、そのへんの今までの現行の条例と、この受給資格を認定したときができるというのは、もう少しはっきり、ちょっと私が理解できないのかもしれないですけど、説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 受給資格、文言の修正ですけど、こちら5条のですね、題名が受給資格の認定というふうになっていましたので文言の修正していますけど、受給資格というのはですね、町内で生まれたお子さんとかですね、そういった方が申請された場合は、交付するような形になっておりますので、受給資格を持たないような子どもというのは発生しないような形になっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 多分そうではないかなと思ったんですけど、何か別にいろんな税金等不払い以外にも何かあるのかなと思ったんですけども、以上の答弁で納得しました。

○議長（松尾純久君） 清田高広君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第6、議案第18号「玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 議案第18号を御説明いたします。

玉東町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の理解を求めます。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由、軽自動車税の種別割の減免基準の見直しに伴い、条例の整備を図るとともに、減免申請における年齢確認の正確性を担保するため、申請書の記載事項を年齢から生年月日に改める

ものです。

次のページをお開きください。

改正条例になります。改正の説明は新旧対照表により御説明いたします。

1枚おめくりください。新旧対照表1ページをご覧ください。左枠が現行で右枠が改正後案になります。第90条です。障がいをお持ちの方の移動に使用される軽自動車税について、現行では本人が所有する車のみとしておりましたが、改正後案では、生計を一にする方や障がいをお持ちの方のみの世帯を常時介護される方の所有する車について、障がいをお持ちの方1人につき1台限り減免できることとしております。

この改正は、県税である自動車税と同様の改正になります。

1枚おめくりください。3ページです。

第2項第2号になります。こちらは申請書の内容を年齢から生年月日に改正するものです。こちらは正確性を担保するための改正になります。

この条例につきましては、令和8年4月1日から施行をいたします。御承認のほどよろしくお願いたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） この減免ですね、軽自動車、幾らの減免措置になるのかお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

現行では多くの方が1万800円が普通軽自動車税の税額となっております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 1万800円が普通ということですね。幾ら減免される。もうゼロなんですかね。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 全額です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） はい、分かりました。時々車にですね、車椅子のステッカーなんか貼ってありますですね。該当する車にはああいうシールを貼っとかなければいけないんですかね。時々見かけますですね、御存じですかね。

ちょっとステッカーをですね、あれは町が発行して、この減免措置を受けた人には、こういうのを貼りなさいというふうにされよっとかなと思いましたが、いかがですか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） ステッカーを貼られているのは、そのために改造されている車になりますけども、それも減免の対象者になります。それと、先ほど御説明いたしました身体障がいをお持ちの方が利用される車、もう改造されなくても、それについては、お一人につき1台限り

減免ができるとなっておりますので、改造は特にされてなくても大丈夫です。

そのシールの発行元はちょっとこちらでは確認が、確認したいと思っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私もですね、シールはどこが発行されとるのか、町かなあというふうに思ったものでですね、大体該当する町の台数等はどのくらいあるんですかね。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 毎年違いますけども、大体平均して30台弱ぐらいが毎年そのくらいの申請があがっております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） あい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 坂本和也くんの質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第19号 玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松尾純久君） 日程第7、議案第19号「玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） それでは、議案第19号、玉東町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御提案いたします。

玉東町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。令和8年3月9日提出、玉東町長。

提案理由になります。令和7年度税制改正による介護保険施行令一部改生に伴い、令和8年度の介護保険料率の算定において、適切な措置を実施するにあたり、条例を改正する必要があるためこの条例を制定しようとするものである。

それでは、内容について新旧対照表で御説明をします。3枚目と新旧対照表をご覧ください。

きたいと思います。

左が現行、右が改正後案になります。第9条第1項に、その他特別の理由があることを追加し、国の取り扱いを踏まえた必要な減免を行えるよう、減免事由を整備するものです。

第二に、第9条第2項にただし書を追加し、原則として求める手続きに加え、町長が特に認める場合には、例外的な取り扱いを可能とすることで、対象者の状況や事務処理の実態に応じた円滑な運用を図るものです。

改正理由は、国の税制改正に伴い、前年度の住民税非課税があった方のうち、税制改正を背景に、就労収入を増加させても非課税のままとなるなど、制度改正の影響が個別に及び得るケースを特別の理由として、令和8年度に限り、保険料を非課税段階相当まで減免により調整をするものです。

2枚目のほうにお戻りください。

附則としまして下のほうです。この条例は、令和8年4月1日から施行するものとします。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 町長が特に認める場合はとありますから、どういう場合が想定されますか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

今回ですね、国の税制改正で介護保険料が意図せず変わってしまうのを防ぐために、技術的な改正でございます。以上でございます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） だから、特別なというのはどういう事例ですか。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 給与所得の控除がですね、今回10万円ほどアップして、その年収の壁の対策としてこの改正と、町長の特別ということになっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 玉東町にもこの事例を当てはめるということが玉東町もあったの。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 現在のところ玉東町ではないです、今のところ。以上であります。

（はい、分かりました。）

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。午後は1時より再開します。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時59分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第20号 令和7年度玉東町一般会計補正予算(第9号)

○議長(松尾純久君) 日程第8、議案第20号「令和7年度玉東町一般会計補正予算(第9号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) よろしく申し上げます。

最初ですね、予算書の訂正をお願いしたいと思います。予算書ページ28ページ目をお開きください。

給与明細書の中です。28ページ目ですね、下から二つ目の表です。イ)会計年度任用職員の部分の表です。左から2番目の列ですね、職員数(人)の列で、一番上に62という数字をですね、63に訂正してください。62を63、それに伴って一番下の比較の欄が、現在マイナス1となっておりますけども、そこを0、マイナス1を0に修正してください。

よろしく申し上げます。

それでは、議案第20号について御提案いたします。

予算書を1枚おめくりください。議案第20号、令和7年度玉東町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

第1条(歳入歳出予算の補正)、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,112万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,334万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条（繰越明許費の補正）、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条（地方債の補正）、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。
令和8年3月9日提出、玉東町長です。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。補正を行った款項の区分のみ読み上げます。

2 ページ目をご覧ください。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、330万2,000円の減。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、8,226万4,000円の減、2項、国庫補助金、356万9,000円の追加。

15款、県支出金、1項、県負担金、1,512万9,000円の減、2項、県補助金、391万5,000円の減。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、492万5,000円を追加。

17款、寄附金、1項、寄附金、207万5,000円を追加。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金、164万5,000円を追加、2項、基金繰入金、8,993万円の減。

20款、諸収入、4項、雑入800万3,000円を追加。

21款、町債、1項、町債、3,680万円の減。

歳入合計、補正前の額に2億1,112万3,000円を減額し、63億1,334万5,000円といたします。

続いて4ページ目をご覧ください。歳出です。

1 款、議会費、1項、議会費、100万円を追加。

2 款、総務費、1項、総務管理費、8,141万2,000円を追加、3項、戸籍住民基本台帳費、746万9,000円の減。

3 款、民生費、1項、社会福祉費、446万3,000円の減、2項、児童福祉費、1億2,046万8,000円の減、3項、災害救助費、934万6,000円の減。

4 款、衛生費、1項、保健衛生費、716万5,000円の減、2項、清掃費、4,077万9,000円の減。

6 款、農林水産業費、1項、農業費、881万1,000円の減、2項、林業費、149万4,000円の減。

8 款、土木費、1項、土木管理費、344万の減、2項、道路橋梁費754万7,000円の減、4項、都市計画費、186万円の減、5項、住宅費、998万5,000円の減。

9 款、消防費、1項、消防費、1,748万の減。

10款、教育費、1項、教育総務費、2,921万2,000円の減、2項、小学校費、125万1,000円の減、3項、中学校費、37万3,000円を追加、5項、社会教育費、3,370万7,000円の減、6項、保健体育費、1,664万7,000円の減。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、2,836万4,000円を追加、2項、公共土木施設災害復旧費、114万8,000円の減。

歳出合計です。補正前の額に2億1,112万3,000円を減額し、63億1,334万5,000円といたします。

続いて6ページ目です。

第2表、繰越明許費補正となります。こちらは地方自治法第213条第1項の規定に基づくもので、本年度内にその支出が終わらない見込みのため、翌年度に繰り越して使用するものを記載しております。款、項、事業名及び金額をそれぞれ定めております。理由としましては、国の補助事業と連動するもの、年度間をまたぐ事業設計のもの、事務事業の進捗の遅れに伴うもの等があります。

それではまず追加分です。事業名と金額部分を読み上げます。

議会棟等屋根防水改修事業100万円、公共施設等個別施設計画並びに総合管理計画改定支援業務1,000万円、旧氏に係る附票システム改修事業184万8,000円、住宅応急修理補助金319万1,000円、農村環境計画策定業務801万円、農地小規模災害復旧事業380万円、道路維持費1,270万1,000円、排水路整備費244万1,000円、道路新設改良単独事業1,467万3,000円、道路改良・道路新設改良補助事業7,075万3,000円、カントリーパーク整備事業1,288万円、稲佐団地災害復旧事業4,800万円、図書運営事業57万5,000円、史跡整備事業2,122万2,000円、公共土木施設単独災害復旧事業871万9,000円。

7ページ目、変更分です。

共同調理場運営事業は、補正前の金額に850万円を追加し、補正後の金額を1,057万5,000円といたします。体育施設事業は、補正前の金額に1,987万2,000円を追加し、2,101万円といたします。農林水産施設補助災害復旧事業は、補正前の金額に2,490万7,000円を追加し、1億5,279万7,000円と定めております。

続いて8ページ目です。第3表、地方債補正です。

まず追加分です。起債の目的と限度額のみ読み上げます。

脱炭素化推進事業債、限度額が1,500万円、災害対策債、限度額が240万円。

続いて変更分です。デジタル活用推進事業債は、補正前の限度額に1,092万円を追加しまして、限度額を1,200万円、公共施設等適正管理推進事業債につきましては、補正前の限度額に4,800万円を減額し、補正後の限度額が3,200万円、緊急防災・減災事業は、補正前の限度額から1,640万円を減額し、4,060万円とそれぞれ定めております。

続いて予算書11ページ目をご覧ください。

今回の補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出ともですね、事業実績や決算見込み等に伴う補正が主となります。説明につきましては簡略化させていただきたいと思っております。

2、歳入、13款、使用料及び手数料、1項、使用料、3目、土木使用料は330万2,000円の減となります。

説明欄でございます。こちらは住宅使用料等の決算見込みによるもので、減額の要因は、8月豪雨災害に伴うものです。上二つにつきましては、稲佐住宅分で、8世帯避難されておりますので、その方たちの分の使用料の減です。それから、地域活性化住宅に関しましては、サクラハイツの分でありまして、サクラハイツのほうに避難された入居者に対しましては、家賃の減免措置を行っておりますので、その措置に伴う減額となっているところでございます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、衛生費国庫負担金は、122万円の減、2目、民生

費国庫負担金は、9,508万1,000円の減です。3節におきましては、介護給付費・訓練等給付費負担金で150万円、6節におきましては、児童手当国庫負担金でありまして、こちらは当初予算において過大計上していたため、今回減額補正を行っているところです。3目、災害復旧費国庫負担金は、1,403万7,000円を追加しております。こちらは公立学校施設災害復旧事業でありまして、内示額の確定に伴いまして追加補正をしているところです。

同じく14款で、2項の国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、3,432万2,000円を追加しております。9節におきましては、社会保障税番号制度システム整備費補助金、100万6,000円、それから25節におきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として4,530万1,000円を計上しております。

続いて、12ページ目です。同じく14款で2項、国庫補助金です。2目、衛生費国庫補助金は、1,948万4,000円の減、説明欄では、合併浄化槽設置事業補助金につきましては、162万8,000円を増額補正しております。3目、土木費国庫補助金は、107万5,000円の減、4目、教育費国庫補助金は、1,019万4,000円の減。

15款、県支出金、1項、県負担金、1目、民生費県負担金は1,512万9,000円を減しております。3節においては、介護給付費・訓練等負担金で7万5,000円を追加、それから6節におきましては、こちらも過大計上により減額補正を行っているところです。

同じく15款、2項、県補助金、1目、総務費県補助金は174万5,000円を追加しております。重度障がい者医療費分として40万、被災者生活再建支援事業、これは豪雨災害分ですけれども、37万5,000円。

それから13ページにいきまして、3節においては、乳幼児医療費分として97万円を追加しております。3目、衛生費県補助金は18万5,000円の減、5目、農林水産業県補助金は547万5,000円の減。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入は13万円を追加、土地賃借料、西日本土木への貸付料となります。2目、利子及び配当金は479万5,000円を追加、減債基金利子をはじめとする10の基金の利子の決算見込みにより、それぞれ追加の補正を行っております。

17款、寄附金、1項、寄附金、2目、指定寄附金は57万5,000円を追加しております。こちらはテレビ熊本「あっぱれ! ABC-Z」テレビ企画での寄附ほかから頂いたもの、実績に併せて寄附金額を57万5,000円計上しております。それから、3目はふるさと納税寄附金です。150万円です。こちらも寄附の実績に伴いまして、今回150万円追加しているところです。

続いて、14ページ目です。5目、宅地開発特別会計繰入金は164万5,000円を追加。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は1,697万8,000円を追加しております。本予算の歳入不足について、当該基金を繰り入れて調整しているところです。7目、ふるさと創生基金繰入金は686万4,000円の減、11目、平成28年熊本地震復興基金繰入金は110万円の減、12目、ふるさと納税寄附金基金繰入金は9,802万3,000円の減、玉東町地域環境整備基金繰入金は59万9,000円の減、18目、ウクライナ避難民支援基金繰入金は32万2,000円の減です。それぞれ実績に伴い減額補正を行っております。

20款、諸収入、4項、雑入、1目、雑入は800万3,000円を追加、くまもと県北病院派遣職員人件費分となります。

15ページ目です。

21款、町債、1項、町債、4目、教育債は2,280万円を減としております。7節におきましては、長寿命化事業、中央公民館のLED改修工事ですけれども、被災に伴いまして工事ができませんでしたので、全額皆減しているところです。それから、同じく長寿命化事業で、武道館LEDも2,520万円減としております。10節におきましては、脱炭素化推進事業としまして、こちらは実は武道館事業の分でありまして、上の長寿命化事業から下のこの脱炭素化推進事業のほうに記載事業のほうを変更しております。1,500万円を計上しております。11目、デジタル活用推進事業債は1,020万円を追加、充当先は小中学校の学習者用コンピューター購入事業へ充当しております。6目、消防債は1,640万円の減、事業費の確定に伴うものです。8目、災害対策債は240万円を追加、災害等廃棄物処理事業に充当いたします。

続いて16ページ目です。歳出です。

1款、議会費、1項、議会費、1目、議会費は100万円を追加しております。説明欄です。議会棟屋根防水改修工事設計委託料として100万円を計上しております。

続いて、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は72万1,000円の減です。説明欄の一番下で、ウクライナ避難民支援基金積立金として2,000円、2目、会計管理費は70万円の減です。3目、財産管理費は597万1,000円を追加しております。説明欄の中ほどです。減債基金積立金は、基金利子に加えて純積立金を合わせまして1,097万8,000円、町有施設整備基金積立金以下はですね、それぞれ基金利子の実績に伴いまして、それぞれ増額補正を行っているところです。6目、企画費は8,186万2,000円を追加しております。地域おこし促進事業につきましては、事業実績に伴う減。

それから17ページに移りまして、ふるさと納税事業ですけれども、今回歳出のみ1億円計上しているところです。内容としましては、通信運搬費は270万円の減で、代わりにですね、ふるさと納税寄附金基金積立金のほうに270万円を増額しております。費目の組み替えを行っております。それからシティプロモーション委託料4,000万円につきましては、町のシティプロモーションこちらについては募集経費外というような位置づけでありまして、実は今年度から実施している委託事業業務ではあったんですけども、ちょっと予算書のほうに計上していなかったためですね、今回本当に申し訳ないんですけども、遅ればせながら計上させていただいているところです。それから返礼品等業務委託につきましては6,000万円です。こちらについては、前年度以前に受領した寄附に係る返礼品の調達や配送費等の不足分を今回6,000万円計上しています。いわゆる年度またぎの経費について、今回不足分について6,000万円計上しているところです。7目、電算管理費は500万円の減、同じく2款で3項、戸籍住民基本台帳費の1目、戸籍住民基本台帳費は、746万9,000円の減となります。説明欄で下のほうにありますけれども、旧氏に係る附票システム改修業務として、184万8,000円を増額補正しております。人件費についてはですね、割愛させていただきます。続いて、18ページ目です。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は88万円を追加しております。説明欄で、地域福祉基金積立金として80万5,000円、被災者生活再建支援補助金として1 件分、37万5,000円を計上しております。2 目、老人福祉費は534万3,000円の減、4 目、障害者福祉費は、補正額はありません。自立支援医療給付事業を100万減額し、重度障害者医療事業分について100万円追加計上しております。

同じく3 款で、2 項、児童福祉費、1 目、児童福祉総務費は326万円の減、2 目、児童手当費は1 億1,724万5,000円の減となります。先ほど来申し上げているとおり、過大計上に基づきまして、今回加えて事業実績に併せて減額しているところです。

19ページ目です。4 目、子ども子育て支援事業は3 万7,000円を追加。

同じく3 款で3 項、災害救助費、1 目、災害救助費は、9,034万6,000円の減です。こちらも事業実績に伴う減額補正です。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、3 目、環境衛生費は432万円を減、4 目、母子衛生費は304万5,000円の減です。説明欄の中ほどです。母子保健医療対策総合支援事業の中で、令和6 年度母子保健衛生費国庫補助金返還金として145万6,000円は増額補正しているところです。

続いて20ページ目をご覧ください。

9 目、保健センター運営費は20万円を追加、光熱水費の不足分です。

同じく4 款で2 項、清掃費、1 目、塵芥処理費は4,077万9,000円の減です。災害ごみ処分委託料をはじめとした事業の事業実績に併せて、それぞれ減額しているところです。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、4 目、農業総務費は269万円の減、5 目、農業振興費は682万5,000円の減。

それから21ページ目です。7 目、農地費は70万4,000円を追加しております。かん水施設事業基金積立金として4,000円、それから土地改良単独事業は重機等の借上料です。70万円を計上しているところです。続いて、2 項、林業費の1 目、林業費は149万4,000円の減です。積立金についてはですね、6,000円プラスで追加補正しております。

続いて、7 款、商工費、1 項、商工費、1 目、商工業振興費は補正額はありません。こちらは買物券事業に係る財源の変更となります。一般財源から特定財源へと財源のほうを変更しております。

続いて8 款、土木費、1 項、土木管理費、1 目、土木総務費は344万円の減、続いて2 項、道路橋梁費、2 目、道路新設改良費は510万8,000円の減。

22ページ目です。3 目、橋梁維持費は243万9,000円減、それから4 項、都市計画費、1 目、公園費186万円の減、5 項、住宅費、1 目、住宅管理費は998万5,000円の減です。こちらは事業費等の確定に伴う減額補正となっております。P F I 住宅事業につきましては、積立金1 万5,000円を計上しております。

9 款、消防費、1 項、消防費、2 目、非常備消防費は110万円の減、4 目、防災管理費は1,638万の減です。こちらも事業実績に伴うものです。

23ページ目です。10 款、教育費、1 項、教育総務費、2 目、学校教育費は2,921万2,000円を減で

す。こちら学習用タブレット等購入費等の事業実績に伴いまして、減額補正しているところで
す。2項、小学校費、1目、学校管理費は36万8,000円を追加しております。説明欄です。山北小、
木葉小共に光熱水費の不足分をそれぞれ増額補正しております。5目、学校施設整備費は161万
9,000円の減。それから3項、中学校費、1目、学校管理費は37万3,000円を追加です。こちら
も中学校の光熱水費不足分を追加しているところで。4目、学校施設整備費は補正額はありませ
ん。こちら財源変更で、財源を一般財源から特定財源のほうに変更しております。

続いて24ページ目です。

5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は65万円の減、2目、公民館費は3,005万7,000円の
減となっております。こちら公民館LED改修事業等の事業実績に伴いまして、公民館費は減
額補正、それから公民館運営事業、消耗品57万5,000円につきましては、先ほど図書購入のため
にですね、いただいた寄附金を財源に、図書の充実を図るため消耗品費を計上しているところ
です。

3目、文化財保護費は300万円の減、6項、保健体育費、2目、体育施設費は1,664万7,000円の減
です。こちら体育施設の復旧工事に係る分で、事業実績に伴って減額補正をしております。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は2,836万4,000円
を追加しております。災害復旧工事費として不足分3,200万円を計上しているところで。2項、
皇居土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は114万8,000円の減、2目、単独災害復旧費は
補正額はありませぬ。財源のほうを一般財源から特定財源のほうに移行しているところで。

それから26ページ目以降が給与明細書ですけども、まず特別職については、今回の補正額はあ
りませぬ。

27ページの上の表ですね、2、常勤職員、会計年度任用職員、(1)総括表で、職員分につきま
しては、合計欄で今回増額、減額合わせまして196万8,000円の減額補正となっております。

以上、御提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は
ありませんか。

7番、林和廣君。

○7番(林 和廣君) 2ページですね、国庫支出金と県支出金、国庫のほうマイナス7,869万、
それと県のほう1,900万、合わせておよそ1億円ぐらいありますよね。いま、説明の中で何度も
見積り違いというような表現をされましたけれども、この国庫も県のほうも依存財源最たるも
んですよ。依存財源ですよ。町長の説明の中に、5行目に依存財源を厳しく見積もっているた
めと、これにはあたらないですね、甘かったというのは。じゃあ表現を変えますね。歳入が少な
かったから、やろうとする歳出ができなかったということですかね。

ともう一つ、17ページの上のほうの説明欄の9行目、シティプロモーション経費4,000万組んで
ありますけど、いろんな使い道があると思うんですけど、どういうものに力を入れようと考えて
おられますか。以上。

○議長(松尾純久君) 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長(清田浩義君) 7番、林議員の御質問にお答えします。

この国庫補助金と県ですね、非常に減額となっておりますけど、これにつきましては、児童手当のほうの積算誤り、歳出のほうでいきますと、18ページの一番下にですね、児童手当扶助費というふうな形であります。ここをですね、1億1,724万5,000円の減額をしております。この誤りにつきましては、令和7年度当初予算時に対象者を二重計上していた関係がございまして、こちらのほうの減額に伴いまして、歳入のほうですね、補助金のほうも減額させていただいております。

ページでいきますと11ページですね、11ページの中ほどの6節、児童手当国庫負担金、こちらのほうを9,141万5,000円、それと次のページ12ページですね、真ん中より下、こちら6節の児童手当国庫負担金1,090万円の減、こちらの分になるかと思えます。

以上、お答えします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

まず1点目のですね、町長の提案理由の中の、依存財源を厳しく見積もったという部分のことに関する事なんですけども、一応こちらについてはですね、令和8年度の予算を編成する際の、うちの財政のほうの基本的な考え方というものをそこに表しております。こちらにつきましては、依存財源を厳しく見積もって、今回の一応8年度の予算についてはですね、編成しているというようなことです。

それから、ふるさと納税のシティプロモーションですけども、具体的にはですね、こういった業務があるかといえば、ここでは大きく三つありまして、ふるさと納税を寄附された方に対して、返礼品の中にですね、玉東町のことをPRした冊子を作っております。その冊子をですね、返礼品の中に同梱してから送付するというのが1点です。

2点目が、玉東町のいろんな魅力がありますけども、そういったものもですね、SNS、具体的に言えばインスタグラムであるとかLINEであるとか、そういったものを通して、玉東町の魅力について情報発信しているというのが2点目です。

3点目が、いろんなふるさと納税、大都市のほうではですね、いろんな自治体をPRするようなイベントがあっております。そこに対してですね、返礼品業者がですね、そのイベントに向いて、玉東町のことをですね、アピールしてもらっていると、一応その3点がこのシティプロモーションの中には含まれております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林和廣君） 清田課長の説明がね、きちんと認めたいうでの説明がありましたから、それに我々も何度かの議会の中で認めてるからですね、ただ、この表現、町長の提案理由と表現が違うからね、どうしてですかという確認だけだったんです。だから我々の責任でもありますから、このあとの答弁は必要ありません。

プロモーション、どういうのがあるのかなとちょっと調べたらですね、これは提案というと失礼ですけど、和木も南関も長洲もあるのに、何で玉東町にはないのかなあと思うのが、この前、玉東でいえば東部環境センターみたいなのが長洲町にクリーンファイブというかな、あそこに焼

却場があるじゃないですか、あそこの何かの式典のときに、ゆるキャラ、マスコットキャラクターですかね、あるのに玉東町にはない。ただそういうのにもプロモーションの施策としてやっていると書いてあったからですね、そういうのには使う考えはないんですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 林議員の御質問にお答えします。

一応ここで言うですね、シティプロモーションの大枠としてはですね、ふるさと納税のですね、寄附の最大化を図っているところがございます。今、議員提案がありましたけども、そういったことにふるさと納税の寄附が伸びるようなことが寄与できることが考えられればですね、議員が提案されたようなこともですね、一応今後検討する価値はあるのかなというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 3町のマスコットというゆるキャラを見たときに、南関のすばらしく上手だったです。くまモンが動とすればですね、南関のマスコットは静ながらも、見とって見惚れるぐらいの仕草があるんですね。いいなあ、あそこに玉東町も並んでたらいいのになあて考えました。是非ね、これは一般質問で言うべきだったのかもしれないけど、ここ予算してあったからついでという失礼ですけど、提案しとってみたいと思ったからですね、是非ゆるキャラ、ああいうマスコットを作れば、中に入る人材も必要になりますからね、わずかな金額では決してだめだと思し、1人では、南関の人に聞いたんですよ、「女性ですか男性ですか」で「女性だろう」という話もありましたけど、「じゃあ何人おっですか」、「いや、そこじゃ知らん」というような話だったからですね、結構お金がかかるかしらんけど、検討をね、していただいて、この町を売る、宣伝するというのに大いにお金を使って、このふるさと納税のも使えるんじゃないかなと思うからですね、よろしくお願ひしときます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 24ページが一番下です。補助災害費でですね、農林水産施設補助災害復旧事業2,836万4,000円、これについて、何か所かあると思いますけど、主なところの場所をちょっとお聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

今回のですね、昨年の災害につきましては、向田地区の葉山苑付近の農地災害とですね、あと原倉地区で多大な被害を受けております。そこが大体主な場所となります。あとほかにも二俣とかですね、白木地区にもございます。けっこ点在してあるというのが実情でございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 3月号の町の広報誌の中で、一応入札という欄で、山口区の工事1,100万ぐらいかなんかの工事あったんですけど、その工事は入っていないんですかね。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 大城戸議員の質問にお答えします。

山口のですね、今、新しくセブンイレブンが建った裏の水路のところの工事は、こちらの同じくですね、農業用施設災害復旧工事として工事を発注しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この中に入っては、いるということですね。

（はい。）

じゃあその工事についてのちょっと内容をお聞きしたいですけど、関係者がですね、今までのその用水路の改修を今までも要望書も出しておりますけど、今回災害復旧ということで、その工事はある程度、今回の今までのそでていたんですけど、災害で拡大したということで、その災害した部分を災害復旧なら部分的な工事になるんですか、それともある程度、どういう感じになるかお聞きします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 大城戸議員の質問にお答えします。

細かいところにつきましては、ちょっと担当課のほうにですね、建設課のほうに来ていただいて説明させていただきたいと思うんですけども、災害復旧につきましては、原則原形復旧となっておりますので、幅が広がったりとかですね、堤防が高くなったりというのはありません。一応原形復旧が原則になっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 一応場所は分かりました。工事の内容は分かりましたけど、この用水路を大体玉名市の安楽用水ということで、玉東町と玉名市が利用しておりますので、今回の工事は玉東町だけの工事になるんですか。玉名市との連携工事になるんですか。お聞きします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 大城戸議員の質問にお答えします。

一応属地ということでですね、玉東町の土地にある分は玉東町が復旧することになっておりますので、玉東町とその関係する地権者の方であわせて工事をするようになっております。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 以上で分かりました。以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(松尾純久君) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第21号 令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(松尾純久君) 日程第9、議案第21号「令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長(上田直紹君) それでは議案第21号について御提案いたします。

1枚お開きください。裏面です。

議案第21号、令和7年度玉東町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ105万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,654万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月9日提出、玉東町長。

次のページです。

第1表、歳入歳出予算補正、補正のある項目のみ読み上げます。

歳入です。4款、県支出金、1項、県補助金、77万3,000円の減。

5款、財産収入、1項、財産運用収入、1万7,000円を追加。

7款、繰入金、1項、他会計繰入金、30万円を減。

歳入合計、補正前の額から105万6,000円を減額し、7億6,654万2,000円といたします。

2ページです。

歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、30万円を減。

5款、保健事業費、1項、特定健康診査等事業費、460万4,000円を減。

次のページです。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、333万円を追加。

歳出合計、補正前の額から105万6,000円を減額し、7億6,654万2,000円といたします。

6ページをお願いします。

2、歳入、4款、県支出金、1目、保険給付費交付金、77万3,000円を減額します。2節の特別交付金で、これは特定健診等負担金の減でございます。

次の枠です。5款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、利子及び配当金、1万7,000円の追加でございます。国民健康保険基金利子の確定に伴う予算計上です。

最後の枠です。7款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、30万円の減額でございます。こちらは一般会計からの繰入金の減でございます。

次のページ7ページです。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、30万円の減額です。こちらは役務費の通信運搬費30万円の減額で、マイナ保険証移行に伴い前の保険証、今でいう資格確認証を郵送することが、マイナ保険証移行に伴い郵送料が減額したことによる郵送費の減でございます。

次の枠です。5款、保険事業費、1項、特定健康診査等事業費、1目、特定健康診査等事業費、460万4,000円の減額でございます。こちらは今年度実施しました特定健診委託料で、実績見込みに伴う減額補正でございます。

8款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、3目、償還金、333万円の追加です。こちらは令和6年度の実績精算確定に伴う特別交付金の返還金333万円でございます。

最後の枠です。9款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、51万8,000円の追加で、歳入歳出の調整で予備費で調整しております。

以上、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 7ページをお開きください。特定健診のですね、400万ほど減となっておりますが、大きい額だと思いますのでちょっと中身の説明をお願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

特定健診のほうですけど、令和7年度につきましては、まだ数字のほうはすべて出ておりませんが、おおむねですね、令和6年度と同じような動きかと思っております。特定健診の受診率のほうにつきましては、令和6年度が826名対象者がいる中でですね、394名、47.7%となっております。特定保健指導の対象者としましては、48名がいらっしゃって、22名で45.8%、こういった理由からですね、減額の補正を行っております。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 半分ぐらいの受診率というふうに思いますが、やはり健診はですね、されたほうが良いと思いますので、お願いしますというようなことをですね、何べんか本人には通知とか連絡はなされとるか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 6番、坂本議員の御質問にお答えします。

令和6年度におきましてはですね、通知が主でした、通知をする部分がですね。令和7年度におきましては、電話等を使って呼び掛けております。あと、県の補助事業で血糖値の見える化事

業とかを行いまして、そこは数名でしたけど参加はですね、そういうふうな部分で意識改革を行いながらですね、健康に対する周知、それと参加のほうを呼び掛けております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） やはり健診はですね、大切なことだというふうに思います。やっぱりいろんな病気で重症化してくるとですね、医療費が大変嵩みますので、町の財政も圧迫することとしますので、是非ですね、そこらへんの周知徹底をよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 坂本和也君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時07分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第22号 令和7年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第10、議案第22号「令和7年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） それでは、議案第22号について提案させていただきます。

表紙を1枚おめくりください。表紙の裏の部分になります。

議案第22号、令和7年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度玉東町木葉財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ916万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月9日提出、玉東町長。

次のページ1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず歳入です。補正のある項目のみ読み上げます。

1款、財産収入、1項、財産運用収入、61万9,000円を追加します。

3款、繰越金、1項、繰越金、61万5,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に123万4,000円を追加し、916万2,000円とします。

次のページをお開きください。

歳出です。ここも補正のある項目のみ読み上げます。

1款、総務費、1項、総務管理費、113万円を追加します。

3款、予備費、1項、予備費、10万4,000円を追加します。

歳入合計、補正前の額に123万4,000円を追加し、916万2,000円とします。

5ページをお開きください。詳細について御説明いたします。

2、歳入、1款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金、61万9,000円を追加いたします。これにつきましては、説明欄をご覧ください。基金利子と国債の運用確定によりそれぞれ計上しております。基金利子につきましては8万円の減額、国債につきましては69万9,000円を追加いたします。

3款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金、61万5,000円の追加です。これにつきましては、繰越額確定による補正でございます。

次のページをお開きください。6ページです。

3、歳出、1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、補正額は113万円の増となっております。説明欄をお願いいたします。まず積立金です。24節、積立金、これにつきましては、国債の運用益と繰越金から充当いたしまして、100万円を計上いたしております。27節の繰出金です。これにつきましては、西日本土木への貸付料のうち、本来一般会計に受け入れるべきものをですね、誤って木葉財産区特別会計で受け入れをしておりましたため、今回、本来の一般会計の科目へ繰り出しを行うものでございます。

3款、予備費、1項、予備費、1目、予備費、補正額、10万4,000円の増です。これは予算の調整でございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長(松尾純久君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 6ページをお願いします。

款項目は省きまして、節の27節、繰出金、先ほど課長より説明がありましたけど、一般会計に

入れる分が間違えて木葉財産区のほうに繰り入れしたという説明だったんですけど、これは2年間間違えて繰り入れしたということは、玉東町の監査委員のほうではこれは分からなかったわけですか。見過ごしたことにはなりませんか。そこを伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 4番、狩野議員の御質問にお答えいたします。

今回、一般会計へ移す分につきましては、令和5年分と令和6年度分の2年間の分でございます。これにつきまして監査委員のほうで分からなかったのかということでございますが、多分分からなかったのもこのままかなと思っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 監査委員は、これは当然見過ごしたわけですよ、今まで、この令和5年、令和6年の分が、間違えて木葉財産区に繰り入れしてあったということは。玉東町監査委員と玉東議会でも監査委員おられますから、2人の監査委員がこれをチェックしているわけですよ。これがチェック漏れになるから、これは道理上ちょっとあり得ないこと、2年間も監査ミスをしとるということだから、そこに関してはどう町長は思われますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えます。

誰も見落としとか間違いとかがあります。この見落としによって大きく財政的に被害を被ったというのであれば、いろいろ考えるとこありますけど、何ら問題なかったと。1年目は気づかなかったと。2年目に気づいて、今回一般会計のほうに繰り出すということでもありますから、私はそれをとやかく問い立てるつもりはありません。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 金額的には13万ということで少ない金額ですけど、監査委員が2年間もこれ見過ごしたということは、これは重大な責任でもあるし、何らかの自ら謝罪をすべきことだと思います。こういった間違いがですね、でるといことは、チェック機能が果たされていないと私は思います。そこでもう一度町長、そのことについてはどう考えておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に答えますけど、先ほど言ったとおり、そのことによって被害を被ったのであれば考えるところがあるかもしれんけど、何ら問題なかったということで、とやかく言うつもりはありません。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 問題はなかったと言われても、これ問題が起きているわけですよ、実際。2年間も監査漏れが生じとるわけだから、これは監査委員にあえてやっぱり謝罪を求めないと、これを内々で済ませるわけには私はいけないと思っておりますけど。

答弁は同じ答弁になるでしょうから、これで質問は終わります。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 申し訳ございません。4番、狩野議員の御質問に対してちょっと補

足をさせていただきます。

経緯につきましてですけども、今年度ですね、今年度初めのうちにですね、初めじゃなかったです、ちょっと時期は忘れましたが、まずですね、すみません今年度じゃなかった。これがですね、令和6年の1月にですね、西日本土木のほうからですね、土地の整理をされて契約の更新をされるときに、こちらのほうの財産区の土地があります。それと照合されよって、漏れの土地がありましたよということでこちらのほうに申請がありました。その申請の数が6筆で、6筆ほど、大体5反弱ぐらいあったんですが、それをですね、西日本土木のほうから漏れとりますということであったので、令和6年1月にまた契約をやり直しまして、その6筆分を令和5年から木葉財産区のほうにまた増額で入れるようになったんですよ、令和5年分、6年分と。その後、またいろいろ契約を毎年せなんもんですから、その時に、この6筆分については、この土地は町の名義だったので、これは町のほうの分だということをごちらのほうも気づきまして、それで今回補正で今までもらった分を返すという形でございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、今の説明では、6年の1月にそれが分かったということなんですけど、令和5年の時点ではそれはまだ分からなかったわけですね。令和6年の1月、西日本土木のほうから言われて、それで木葉財産区の土地ではないということが発覚したわけですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

契約を漏れ分の6筆契約したのは令和6年1月なので、令和5年度分からです。1月なので、令和5年度、令和5年度分はその契約をやり直したときからの分の2か月分の1万8,000円を入れております。大体1年間で11万2,000円という契約なんです。合計で13万円となります。6年分までいただいて、その後こちらのほうもまた契約のいろいろちゃんと見直しをしましてですね、こちらのほうが分かったということです。

監査委員さんのほうには、この多分契約書とかいろいろば付けて出さんなら、多分監査委員さんも分からないと思います。そういったところの照合までは多分できないので、監査委員さんは多分こういったところに気づかず、ただどれだけ入っているのかぐらいだと思いますので、ちゃんと入っているのか出しているのかと思いますので、多分監査委員さんのほうに非はないと思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） けどそれはちゃんとした訂正がでたわけだから、監査委員に見てもらったときも、こういった事情ということをご文書にして渡してチェックをしてもらうべきじゃないですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

こちらのほうの私たちのほうもですね、そのへん重々、監査委員さんのほうにも事情を説明すべきだったと思っておりますので、今後ですね、こういったことが生じた場合は、ちゃんと監

査委員さんのほうにも事情を説明して、監査を受けるように注意したいと思いますので、御了承願いたいと思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 以上です。

○議長（松尾純久君） 狩野勝次君の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第23号 令和7年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）

○議長（松尾純久君） 日程第11、議案第23号「令和7年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） よろしく申し上げます。それでは、議案第23号について御提案いたします。

1枚お開きください。

議案第23号、令和7年度玉東町宅地開発特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ831万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を4,182万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和8年3月9日提出、玉東町長。

それでは下の1ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正です。補正のある項目のみ読み上げます。

歳入になります。2款、財産収入、1項、財産売払収入、831万1,000円を減額します。

歳入合計、補正前の額に831万1,000円を減額し、4,182万1,000円とします。

次のページをお開きください。

続きまして歳出になります。1款、宅地開発費、1項、管理費、831万1,000円を減額します。

歳出合計、補正前の額に831万1,000円を減額し、4,182万1,000円とします。

次に、5ページをお願いします。

今回の補正につきましては、丸田分譲地の整備販売に関する費用の補正となります。

それでは歳入になります。2款、財産収入、1項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、補正額、831万1,000円を減額します。合計2,203万7,000円は、丸田分譲地3区画分の売払収入となります。

それでは次のページをお開きください。最後の6ページになります。

歳出になります。1款、宅地開発費、1項、管理費、1目、一般管理費、補正額831万1,000円を減額します。12節、委託料、314万8,000円の減、こちらは設計確定測量の費用、委託料その他は土地鑑定委託料の費用の減額になります。14節、工事請負費、340万8,000円の減、こちらは丸田分譲地工事請負費の減額となります。18節、負担金補助及び交付金、340万の減、こちらは丸田分譲地の定住奨励金となりまして、1件70万円の支払いを今年度行い、残りの3件分の減額となります。27節、繰出金、164万5,000円の増となります。

以上、御提案申し上げます。御審議いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日3月11日は中学校卒業式のため、午後1時30分に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後2時28分